

令和6年度版

葉山町公共下水道事業の概要

～美しい水環境を未来の世代へ引き継ぐ下水道～



環境部 下水道課

目 次

1	町と下水道事業の概要	1
2	公共下水道の普及率	5
3	下水道使用料	6
4	下水道関連諸制度	7
5	葉山浄化センター	11
6	下水道課組織の推移	18

1 町と下水道事業の概要

1-1 町勢概要

葉山町は、明治22年、神奈川県第15大区第6小区(木古庭村、上山口村、下山口村、一色村、堀内村及び長柄村)が合併し葉山村となり、明治27年に葉山御用邸が築造され、風光明媚、気候温暖、避寒の地として別荘や保養所が整備され全国に名が知られるようになり、大正14年に葉山町となりました。

平成8年に葉山海岸が「日本の渚100選」に、平成16年に三浦半島(葉山町)からの富士(町内4箇所)が「関東の富士見100景」に選定されるなど、観光機能を有するベッドタウンであり、令和5年4月1日現在の行政区域面積約1,704ha、行政人口32,532人となっている。

位置は、東京から南へ50km圏の三浦半島中央西部にあり、北部は逗子市、北東から南にかけては横須賀市に隣接している。西側は相模湾に面する南北4kmにおよぶ海岸線となっており、富士・箱根などの遠景を望む景勝の地となっている。

地形は、北に森戸川、南に下山川が流れ、東側上流域から西側下流域に向けて一様に傾斜しており、下流域及び海岸線付近に平坦地が広がっている。

地質は、葉山層群と逗子層群の二大地層で形成されている。



1-2 下水道事業の概要

(1) 全体計画

葉山町では、森戸川をはじめとする河川、水路、側溝等の水質汚濁を防止するとともに住環境の整備や住民の公衆衛生の向上を目的として、平成2年度から計画設計に取り組み、平成3年度に国庫補助事業として採択され、平成4年2月17日に都市計画決定し事業を開始しました。

また、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づく、中期的な期間（概ね10年間）で概成を目指す区域、いわゆる「アクションプラン」を平成27年度に策定し汚水処理施設整備として、水環境を守るため公共下水道を市街化区域の513ha、その他区域の1,191haを浄化槽区域と決めました。

全体計画の経緯

項目	当初計画 (平成3年度)	既計画 (平成23年度)	既計画 (平成27年度)	現計画 (令和4年度)
目標年	平成22年	平成42年	令和7年	令和22年
計画区域	620ha	581.22ha	513.00ha	513.00ha
葉山処理区	511ha	513ha	513ha	513ha
その他の処理区	109ha	68.22ha	0.00ha	0.00ha
計画人口	36,300人	28,100人	28,600人	26,350人
計画汚水量 (日最大)	24,700m ³ /日	14,100m ³ /日	14,100m ³ /日	10,600m ³ /日

(2) 都市計画

平成4年2月17日に全体整備区域のうち市街化区域である511haについて都市計画決定を行いました。その後、平成14年2月13日の第5回線引き見直しにより2haを市街化区域に編入したことにより513haとなっています。

都市計画決定の経緯

年月日	平成4年2月17日	平成14年2月13日
種類	葉山都市計画第1号公共下水道	
面積	約511ha	約513ha
下水管渠	木古庭長柄幹線 長柄一色幹線	木古庭長柄幹線
ポンプ施設	葉山中継ポンプ場	—
処理施設	葉山浄化センター	—
その他の施設	—	葉山中継ポンプ場 葉山浄化センター

(3) 事業計画

事業計画は平成3年度に排水区域92haの認可を受け、その後7回（平成7年度、平成13年度、平成18年度、平成23年度、平成28年度、令和4年度、令和5年度）にわたり認可変更し、現在は513haとなっています。

令和4年度は、葉山浄化センターの運転実績を踏まえ、処理方式の変更を行い、令和5年度は、排水区域を41ha広げ、513haに拡大しました。

都市計画法事業認可の経緯

年 月 日	平成4年2月28日	平成7年9月12日	平成14年3月29日	平成19年3月30日	平成24年3月30日	平成29年3月24日	令和5年3月31日	令和6年3月29日
種類及び名称	葉山都市計画下水道事業 第1号公共下水道							
排水区域	約92ha	約230ha	約300ha	約350ha	約391ha	約472ha	同左	約513ha
下水管渠	木古庭長柄幹線 長柄一色幹線	同左	木古庭長柄幹線	同左	同左	同左	同左	同左
ポンプ施設	葉山中継ポンプ場	同左	—	—	—	—	—	—
処理施設	葉山浄化センター	同左	—	—	—	—	—	—
その他の施設	—	—	葉山中継ポンプ場 葉山浄化センター	同左	同左	同左	同左	同左
事業施行期間	平成4年2月28日 ～平成10年3月31日	平成4年2月28日 ～平成14年3月31日	平成4年2月28日 ～平成19年3月31日	平成4年2月28日 ～平成24年3月31日	平成4年2月28日 ～平成29年3月31日	平成4年2月28日 ～令和6年3月31日	平成4年2月28日 ～令和8年3月31日	平成4年2月28日 ～令和8年3月31日

下水道法事業計画の経緯

年 月 日	平成4年2月19日	平成7年7月4日	平成14年3月8日	平成19年1月26日	平成24年3月30日	平成29年3月24日	令和5年3月31日	令和6年3月29日
処理区の名称	葉山処理区							
予定処理区域の面積	約92ha	約230ha	約300ha	約350ha	約391ha	約472ha	同左	約513ha
計画処理能力 (日最大)	6,200m ³ /日	12,400m ³ /日	同左	同左	14,100m ³ /日	同左	12,000m ³ /日	12,000m ³ /日
計画処理人口	5,800人	16,200人	17,800人	21,000人	22,700人	26,600人	26,700人	29,100人
計画下水量 (日最大)	3,800m ³ /日	9,970m ³ /日	10,300m ³ /日	12,100m ³ /日	11,800m ³ /日	13,100m ³ /日	10,700m ³ /日	11,700m ³ /日
計画 放流水質	BOD	9.5mg/L	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	SS	10.0mg/L	同左	同左	同左	同左	同左	同左
事業期間	平成4年2月19日 ～平成10年3月31日	平成4年2月19日 ～平成14年3月31日	平成4年2月19日 ～平成19年3月31日	平成4年2月19日 ～平成24年3月31日	平成4年2月19日 ～平成29年3月31日	平成4年2月19日 ～令和6年3月31日	平成4年2月19日 ～令和8年3月31日	平成4年2月19日 ～令和8年3月31日

(4) 施設計画

終末処理場の位置選定にあたっては、昭和 63 年 9 月に葉山町公共下水道調査研究委員会に諮問し、調査・研究及び審議を行い、平成元年 7 月に答申を受け「海岸立地」と「山間立地」の二方式 13 箇所候補予定地を抽出しました。

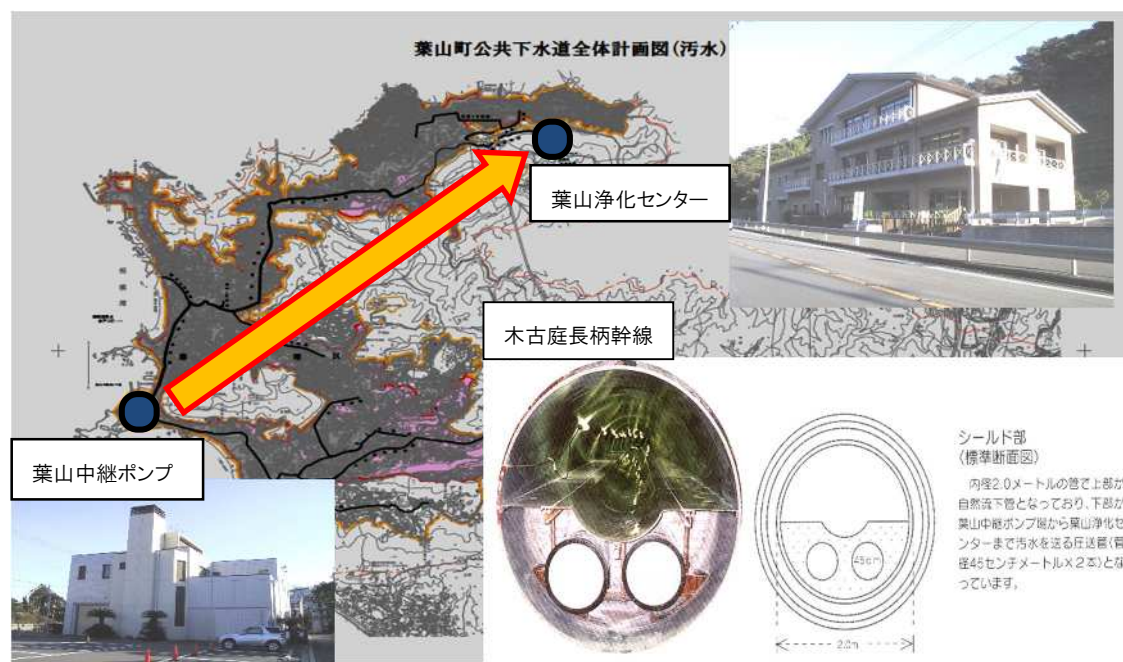
この抽出結果を受け、町の歴史的背景、葉山御用邸の位置、昭和天皇の生物ご研究の場、漁業関係者への配慮等から「海岸立地」では一般的コンセンサスが困難との判断に至り「山間立地」を選択しました。さらに、候補予定地（町有地）と民家との距離等を勘案し、南郷上ノ山地区を終末処理場の建設地に選定しました。

中継ポンプ場については、終末処理場の位置、施設面積、修理車両等の利便性、周辺環境との調和、用地取得の容易さ、地形的な汚水の収集のしやすさなどを検討し位置を選定しました。

葉山町の公共下水道の特徴は、山間部に全国でも珍しいトンネル方式の処理場を建設したことで、汚水をいったん自然流下で沿岸部にあるポンプ場に集め、約 4.7km 離れた処理場へ圧送しています。大部分の処理施設を地下に収容することで景観への影響を最小限に抑えています。

また、圧送管の布設工事は全延長の約半分が本町の主要道路である国・県道であるため交通障害等を考慮し、内径 2 m のシールド工法で施工しました。

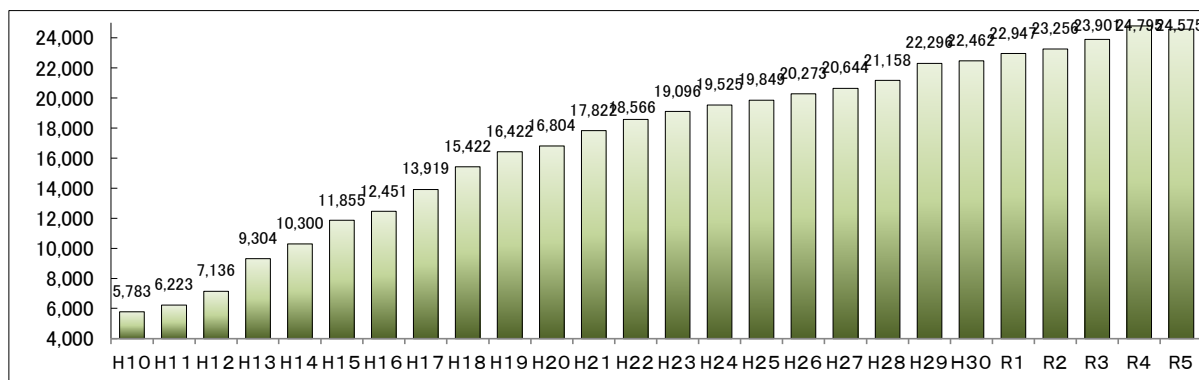
下水排除方式は分流式を採用し、公共用水域の水質保全に努めています。今後も快適な住環境の維持に配慮した整備に取り組みます。



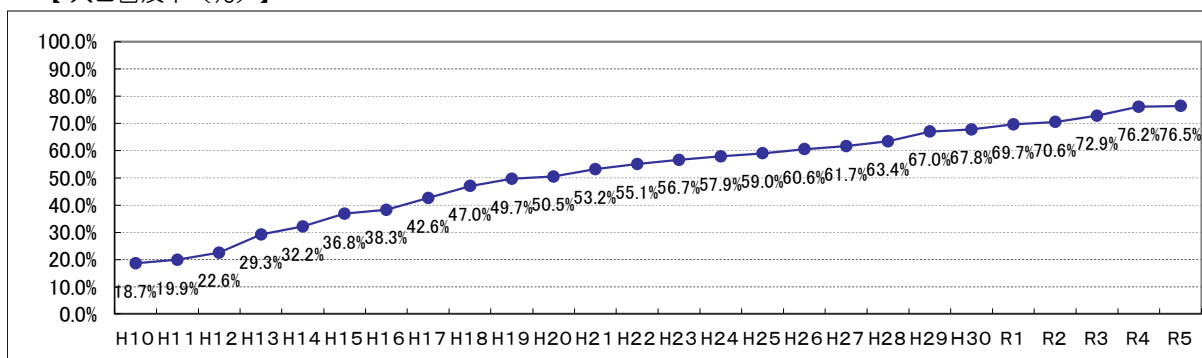
2 公共下水道の普及率

年度末 現在	行政人口 (人)	世帯数 (世帯)	市街地 面積 (ha)	整備区域 面積 (ha)	整備区域 人口 (人)	処理区域 面積 (ha)	処理区域 人口 (人)	接続 件数 (件)	人口 普及率 (%)
H10	30,953	11,353	511.0	94.8	5,783	94.8	5,783	615	18.7%
H11	31,247	11,683	511.0	101.2	6,223	101.2	6,223	1,275	19.9%
H12	31,612	11,956	511.0	115.6	7,257	113.8	7,136	1,817	22.6%
H13	31,804	12,215	513.0	150.5	9,525	146.9	9,304	2,357	29.3%
H14	32,036	12,429	513.0	170.3	10,845	161.4	10,300	2,849	32.2%
H15	32,213	12,647	513.0	189.0	12,078	185.6	11,855	3,221	36.8%
H16	32,490	12,859	513.0	200.2	12,841	193.4	12,451	3,650	38.3%
H17	32,638	13,033	513.0	223.2	14,216	218.3	13,919	4,146	42.6%
H18	32,801	13,278	513.0	246.3	15,579	243.9	15,422	4,615	47.0%
H19	33,068	13,534	513.0	262.5	16,666	258.6	16,422	5,323	49.7%
H20	33,305	13,791	513.0	267.0	17,022	263.6	16,804	5,744	50.5%
H21	33,508	13,948	513.0	281.0	18,004	278.2	17,822	6,186	53.2%
H22	33,704	14,086	513.0	291.0	18,753	288.2	18,566	6,590	55.1%
H23	33,661	14,137	513.0	300.2	19,281	297.3	19,096	6,865	56.7%
H24	33,742	14,223	513.0	306.6	19,687	304.2	19,525	7,230	57.9%
H25	33,618	14,295	513.0	313.4	20,061	310.2	19,849	7,508	59.0%
H26	33,455	14,299	513.0	321.0	20,494	317.5	20,273	7,766	60.6%
H27	33,459	14,306	513.0	330.5	21,055	323.3	20,644	8,009	61.7%
H28	33,377	14,337	513.0	341.6	21,680	331.6	21,158	8,232	63.4%
H29	33,294	14,373	513.0	352.9	22,373	351.7	22,296	8,481	67.0%
H30	33,129	14,424	513.0	366.8	22,868	355.7	22,462	8,724	67.8%
R1	32,918	14,434	513.0	374.7	23,021	373.4	22,947	8,828	69.7%
R2	32,961	14,618	513.0	384.1	23,416	380.1	23,256	9,004	70.6%
R3	32,806	14,650	513.0	404.0	24,060	400.0	23,901	9,197	72.9%
R4	32,532	14,657	513.0	432.3	24,859	431.1	24,795	9,408	76.2%
R5	32,144	14,609	513.0	433.9	24,629	433.0	24,575	9,605	76.5%

【 処理区域人口（人） 】



【 人口普及率（％） 】



3 下水道使用料

水洗化工事（排水設備工事）が完了し、公共下水道へ生活排水等を流すようになると、その排出量に応じて下水道使用料をお支払いいただくことになります。

この下水道使用料は、処理場やポンプ場、下水道管といった下水道施設の維持管理経費などに充てられます。

(1) 算定方法

- 2ヶ月あたりの排出量（水道水を利用している場合は、水道水の検針水量）で算定
- 下水道使用料＝「基本料金（固定料金）」＋「超過料金（従量料金）」
- 下水道使用料に消費税を加算

【下水道使用料 料金表】（2ヶ月あたり、消費税抜き）

基本料金 排水量 16 m ³ まで （固定料金）	+	超過料金 排水量 16 m ³ を超える分 （従量料金）																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> </tr> <tr> <th>排水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">16 m³まで</td> <td style="text-align: center;">1,280 円</td> </tr> </tbody> </table>	基本料金		排水量	料金	16 m ³ まで	1,280 円		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">超過料金(1 m³につき)</th> </tr> <tr> <th>排水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">17 m³ ~ 30 m³</td> <td style="text-align: center;">100 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31 m³ ~ 40 m³</td> <td style="text-align: center;">140 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">41 m³ ~ 60 m³</td> <td style="text-align: center;">170 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">61 m³ ~ 100 m³</td> <td style="text-align: center;">210 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">101 m³ ~ 200 m³</td> <td style="text-align: center;">250 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">201 m³ ~ 400 m³</td> <td style="text-align: center;">290 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">401 m³ ~ 600 m³</td> <td style="text-align: center;">330 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">601 m³ ~ 1,000 m³</td> <td style="text-align: center;">340 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,001 m³ ~ 2,000 m³</td> <td style="text-align: center;">350 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,001 m³ ~</td> <td style="text-align: center;">360 円</td> </tr> </tbody> </table>	超過料金(1 m ³ につき)		排水量	料金	17 m ³ ~ 30 m ³	100 円	31 m ³ ~ 40 m ³	140 円	41 m ³ ~ 60 m ³	170 円	61 m ³ ~ 100 m ³	210 円	101 m ³ ~ 200 m ³	250 円	201 m ³ ~ 400 m ³	290 円	401 m ³ ~ 600 m ³	330 円	601 m ³ ~ 1,000 m ³	340 円	1,001 m ³ ~ 2,000 m ³	350 円	2,001 m ³ ~	360 円
基本料金																																
排水量	料金																															
16 m ³ まで	1,280 円																															
超過料金(1 m ³ につき)																																
排水量	料金																															
17 m ³ ~ 30 m ³	100 円																															
31 m ³ ~ 40 m ³	140 円																															
41 m ³ ~ 60 m ³	170 円																															
61 m ³ ~ 100 m ³	210 円																															
101 m ³ ~ 200 m ³	250 円																															
201 m ³ ~ 400 m ³	290 円																															
401 m ³ ~ 600 m ³	330 円																															
601 m ³ ~ 1,000 m ³	340 円																															
1,001 m ³ ~ 2,000 m ³	350 円																															
2,001 m ³ ~	360 円																															

(2) 減免制度

下水道使用料の全部又は一部が減免される制度があります。

詳細は、葉山町下水道課へお問い合わせください。

(3) 上下水道料金一括納付制度

葉山町は「上下水道料金一括納付制度」を実施しており、下水道使用料と水道料金と併せて「上下水道料金」として神奈川県企業庁へお支払いいただくことになります。

4 下水道関連諸制度

葉山町では、水洗化工事（排水設備工事）の負担軽減を目的とした助成金制度や、融資あっ旋及び利子補給制度などを設けています。

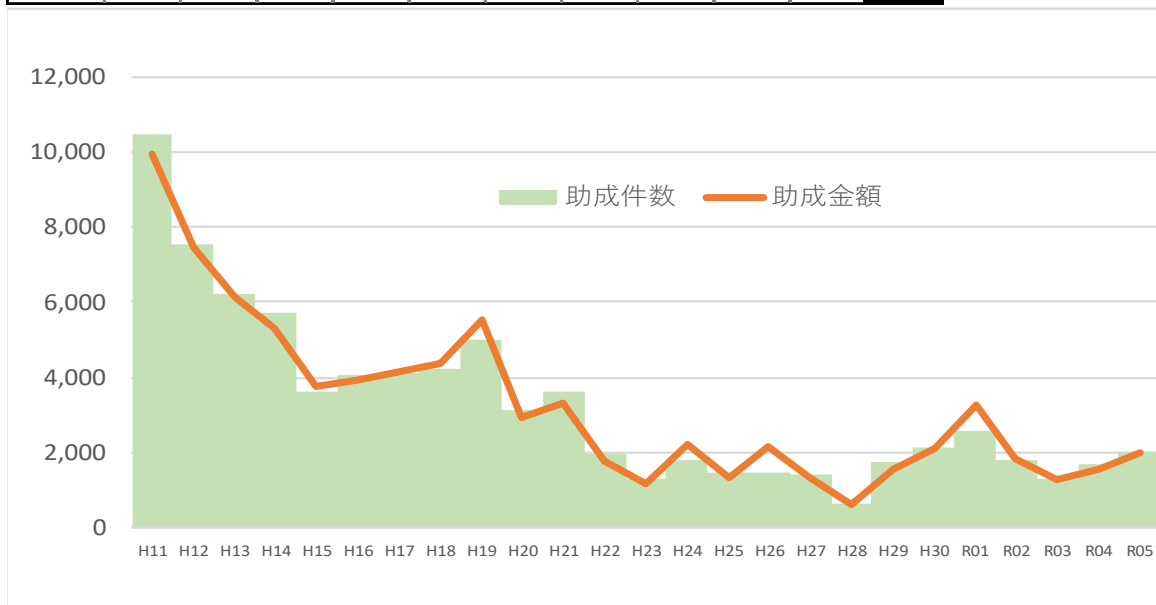
(1) 水洗化工事助成金制度

- 水洗化工事（排水設備工事）に要した費用の一部を助成する制度
- 助成金の額は工事費の10%、工事1件につき上限3万円（工事費が3万円未満であれば工事費相当額）
- マンションなどの区分所有に係るものは、3万円に区分所有者数を乗じた額が上限
- 助成の実績

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
助成件数	349	251	207	190	121	135	137	142	167	105	121	65	43	61
助成金額	9,939	7,471	6,129	5,315	3,743	3,925	4,140	4,365	5,556	2,960	3,328	1,802	1,180	2,208

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	累計
助成件数	50	47	22	58	71	85	60	44	56	68	2,704
助成金額	2,179	1,362	618	1,534	2,101	3,263	1,818	1,277	1,573	1,980	81,104

(単位: 件、千円)



※ 平成11年4月より制度開始

(2) 水洗化工事資金融資あっ旋及び利子補給制度

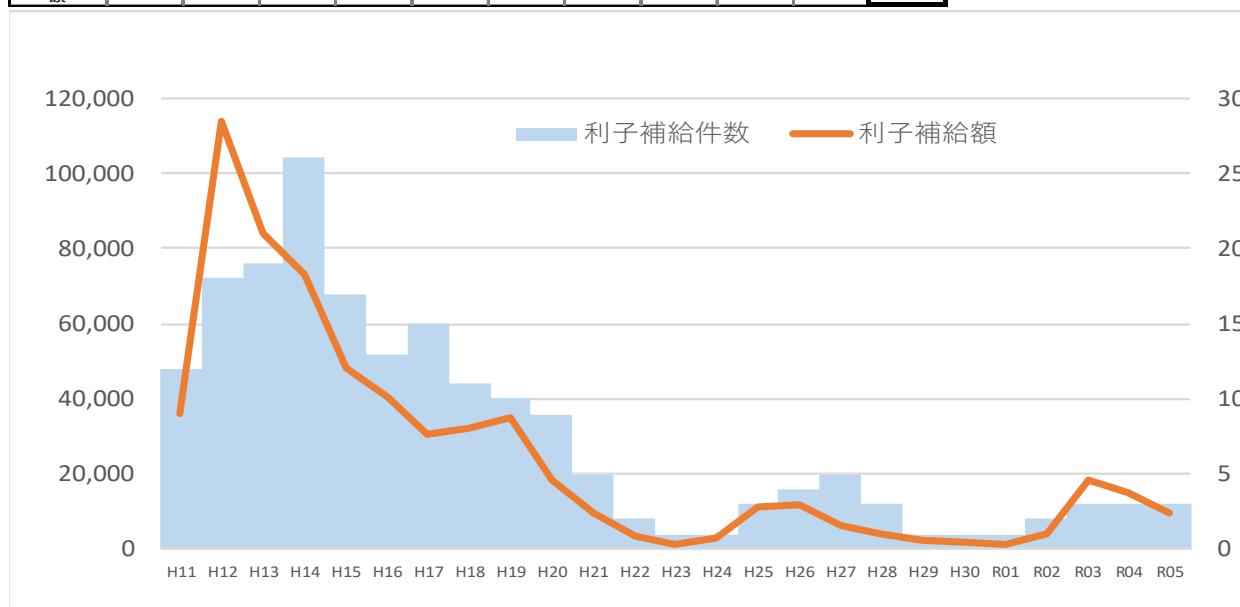
- 水洗化工事（排水設備工事）に要する費用の借入れ（融資）を町があっ旋する制度
- 借入れた資金に係る利子を町から補給（利子相当額の補給金を交付）
- 水洗化工事助成金制度を併せて利用するときのあっ旋額は、助成金を差し引いた額
- 融資あっ旋額（工事1件当たり）

1	くみ取り便所を水洗便所に改造して公共下水道に接続する工事	60万円まで
2	浄化槽の機能を停止し公共下水道に接続する工事	50万円まで
	マンションなどで浄化槽を共同で使用している場合	500万円まで

○ 融資あっ旋及び利子補給の実績

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
融資あっ旋件数	13	7	3	6	3	2	4	4	0	0	1	0	0	1	2
利子補給件数	12	18	19	26	17	13	15	11	10	9	5	2	1	1	3
利子補給額	36,253	113,676	84,325	72,938	48,114	40,380	30,545	32,415	35,124	18,579	9,835	3,641	1,413	3,114	11,459

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	累計
融資あっ旋件数	1	1	0	0	0	0	1	2	0	0	51
利子補給件数	4	5	3	1	1	1	2	3	3	3	188
利子補給額	11,890	6,510	3,799	2,526	1,804	1,072	3,844	18,314	15,226	9,594	616,390 (単位: 件、円)



※ 平成11年4月より制度開始

(3) 浄化槽の雨水貯留施設転用工事助成金制度

- 水洗化工事（排水設備工事）により不要となった浄化槽の有効活用のため、雨水貯留施設に転用する工事に要した費用の一部を助成する制度
- 助成金の額は、転用工事1件につき4万円（工事費が4万円未満であれば工事費相当額）
- 助成の実績

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
助成件数	0	3	0	1	0	3	0	2	0	1	4	0	0	1	0
助成金額	0	120	0	40	0	120	0	79	0	40	160	0	0	40	0

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	累計
助成件数	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	19
助成金額	0	0	0	0	0	40	80	40	0	0	759 (単位: 件、千円)

※ 平成11年4月より制度開始

(4) 私設汚水ポンプ設置助成金制度

- 地勢等により自然流下では公共下水道に接続できないため、汚水ポンプ施設を設置する工事に要した費用の一部を助成する制度
- 助成金の額は工事費の90%、工事1件につき上限90万円
- 助成の実績

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
助成件数	2	2	1	4	0	0	1	2	0	0	1	1	0	1	0
助成金額	1,485	1,722	900	3,177	0	0	900	1,800	0	0	900	900	0	900	0

年度	R05	累計
助成件数	1	16
助成金額	900	13,584 (単位: 件、千円)

※ 平成20年7月より制度開始

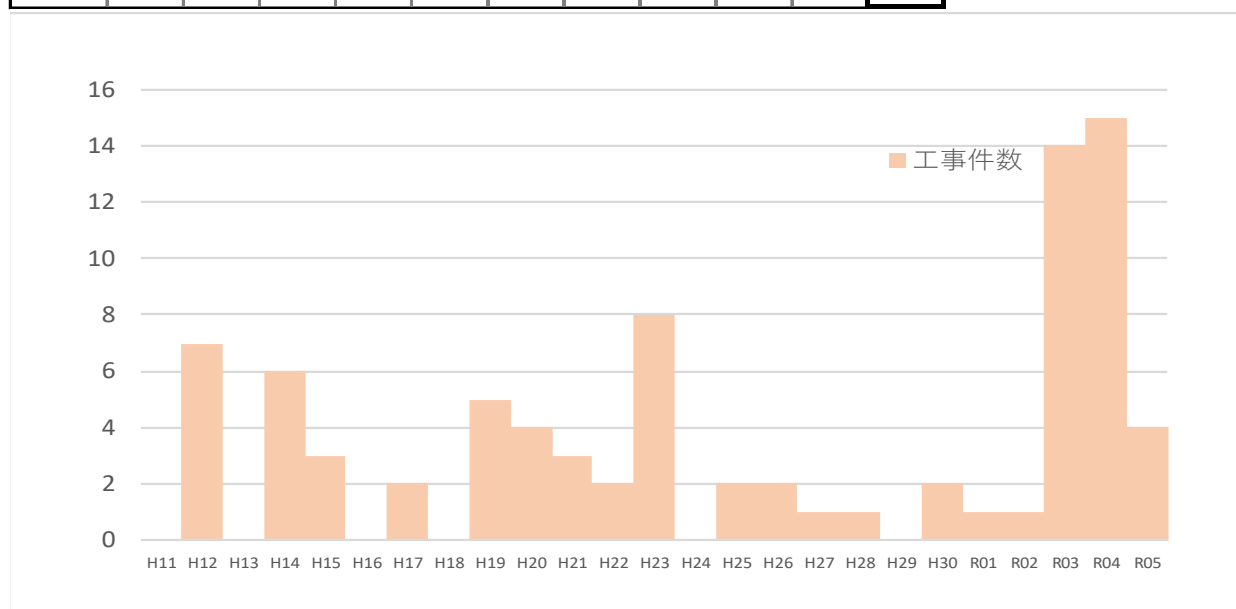
(5) 公共下水道の私道内設置制度

- すでに公共下水道が設置されている、または設置が予定されている区域の私道に面した敷地への公共下水道の普及を図るため、私道内に町が下水道管や公共枳を設置する制度
- この制度により設置した下水道管や公共枳は町が維持管理する

○ 私道内設置工事の実績

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
申請件数	7	0	7	2	0	2	2	6	2	3	3	4	2	2	2
工事件数	0	7	0	6	3	0	2	0	5	4	3	2	8	0	2

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	累計
申請件数	1	1	0	3	0	5	18	10	1	16	99
工事件数	2	1	1	0	2	1	1	14	15	4	83 (単位:件)



※ 平成 11 年 4 月より制度開始

5 葉山浄化センター

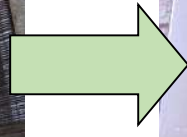
(1) 施設概要

処理場名	葉山浄化センター
位置	葉山町大字長柄字南郷
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階 地下3階
敷地面積	約29,500㎡
建築面積	724.67㎡
延床面積	7,510.74㎡
種類	単独公共
排除方式	分流式
計画地盤高	T. P. +40.50M
周辺の土地利用	市街化調整区域
処理方式	下水処理 汚泥処理
全体計画処理能力(日最大)	12,000㎥/日
現有処理能力(日最大)	9,000㎥/日
運転開始年月日	平成11年3月29日
放流先名称	森戸川支流大南郷川
水質環境基準等の設定	森戸川C(イ)森戸橋

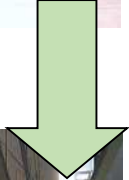




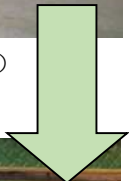
夾雜物除去設備



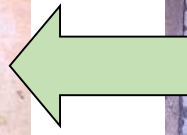
汚水調整池



エアレーションタンク（上部）



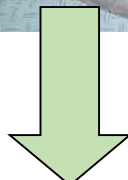
最終沈殿池



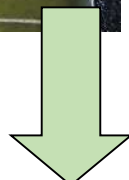
余剰汚泥貯留槽



造粒濃縮設備



高度処理施設

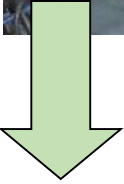




汚泥脱水機



消毒設備 (次亜塩素酸ソーダ貯留槽)



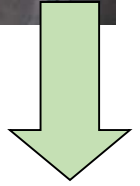
汚泥搬出へ



放流ポンプ



河川放流へ



監視室

(2) 汚泥処分状況

(単位：t)

年度 処分先	R元	R2	R3	R4	R5
①栃木県 那須塩原市	250.95	499.61	573.50	446.14	248.32
②栃木県 佐野市	131.18	108.02	52.42	140.76	221.24
③埼玉県 秩父郡横瀬町	409.64	332.45	353.59	615.20	407.25
④神奈川県 川崎市	992.66	803.25	790.94	425.34	716.02
合 計	1,784.43	1,743.33	1,770.45	1,627.44	1,592.83

※ 汚泥の有効利用

葉山浄化センターでの処理後に発生する汚泥を有効利用しています。

①栃木県那須塩原市	肥料化
②栃木県佐野市 ③埼玉県秩父郡横瀬町 ④神奈川県川崎市	セメントの原料



(3) 流入量・放流量・水質の月別状況

(令和5年度実績)

	流入量 (m ³ /月)	放流量 (m ³ /月)	検査日	水 質											
				BOD mg/l		COD mg/l		SS mg/l		大腸菌群数 個/ml		全窒素 mg/l		全磷 mg/l	
				流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流
4月	168,033	156,191	4月21日	360	7.6	210	19.0	420	14.0	120,000	<30	48	24.0	5.3	2.40
			4月28日 8時		9.1		24.0		32.0		<30		25.0		2.00
			4月28日 13時		8.5		24.0		29.0		<30		25.0		2.00
5月	184,900	177,270	5月12日	340	10.0	210	21.0	460	26.0	69,000	<30	27	21.0	3.5	1.20
			5月19日		4.2		16.0		15.0		<30		22.0		1.00
6月	181,959	183,426	6月2日	160	4.5	71	21.0	140	29.0	54,000	<30	24	19.0	2.3	1.50
			6月16日 8時		9.9		16.0		11.0		<30		20.0		0.71
			6月16日 13時		10.0		16.0		8.5		<30		19.0		0.67
7月	173,863	159,137	7月7日	380	6.6	230	15.0	350	6.5	85,000	<30	59	16.0	6.8	0.83
			7月14日		6.0		17.0		4.8		<30		20.0		2.00
8月	165,897	154,243	8月9日	260	13.0	190	29.0	300	31.0	130,000	350.0	67	21.0	6.2	2.60
			8月23日 8時		6.3		17.0		4.0		<30		11.0		1.80
			8月23日 13時		5.6		16.0		3.0		<30		9.1		1.20
9月	164,692	153,385	9月13日	170	2.2	120	13.0	260	4.0	6,400	<30	56	11.0	5.5	1.10
			9月27日		2.5		11.0		3.0		54.0		9.7		0.68
10月	170,774	158,765	10月11日	270	1.9	210	12.0	400	1.0	4,600	<30	57	9.2	7.9	87.00
			10月25日 8時		2.5		12.0		2.0		<30		10.0		1.20
			10月25日 13時		1.8		11.0		2.0		<30		10.0		1.00
11月	165,939	153,229	11月8日	300	5.4	97	13.0	240	4.0	80,000	<30	54	7.9	6.1	1.20
			11月21日		1.9		10.0		2.0		<30		7.8		2.40
12月	170,139	157,801	12月6日	320	4.2	130	13.0	290	7.0	80,000	<30	49	9.5	6.5	1.20
			12月20日 8時		16.0		10.0		2.0		130		10.0		0.63
			12月20日 13時		8.7		11.0		2.0		<30		9.7		0.74
1月	170,092	157,039	1月10日	180	4.0	160	12.0	420	4.0	18,000	<30	55	9.1	6.5	0.68
			1月24日		1.1		11.0		2.0		<30		5.8		0.62
2月	161,600	152,023	2月14日	420	1.9	160	12.0	320	7.0	290,000	<30	54	5.5	7.6	0.83
			2月28日 8時		4.2		12.0		6.0		<30		11.0		1.00
			2月28日 13時		3.1		14.0		7.0		<30		9.6		1.10
3月	186,912	175,128	3月13日	240	1.5	230	11.0	410	4.0	9,600	<30	40	6.3	7.1	1.10
			3月27日		3.6		16.0		8.0		140.0		5.8		2.90
年間	2,064,800	1,937,637													
平均値	172,067	161,470		283.3	5.2	168.2	15.3	334.2	9.6	78,883		49.2	13.7	5.9	5.18
水質汚濁防止法3条1項による一律基準						160 (120)		160 (120)		200 (150)		3,000			
水質汚濁防止法3条3項による上乗せ条例による基準						25 (20)				70 (50)					
神奈川県生活環境の保全等に関する条例による排出基準						25		25		70		3,000			
下水道法の放流水の水質基準(下水道法第6条)						20				70		3,000			

※ ()の数値並びに大腸菌群数は日間平均を示す。

※ 平均値は有効数字以下を四捨五入した値を示す。

※ 平均値を算出する際、一日に2度採取した検査日は、13時採取の測定値を計算に用いる。

前記表は、水質汚濁防止法第三条第一項を受け、昭和 46 年6月 21 日総理府令第 35 号により定められた生活環境項目の一部です。

前記表の生活環境項目に係る排出基準及び説明は次のとおりです

生活環境項目	排出基準（許容限度）	説明
BOD 生物化学的酸素要求量	1Lにつき160mg (日間平均120mg)	水質の汚れを評価する指標 水中の比較的分解されやすい有機物が、溶存酸素の存在のもとに、微生物によって酸化分解される時に消費される酸素の量で、この値が大きいということは溶存酸素が欠乏しやすいことを意味しており、水中に有機物が多く、水が汚れているということになります。
COD 化学的酸素要求量	1Lにつき160mg (日間平均120mg)	停滞水域(湖沼や海域)の水質の汚れを評価する指標 水中の被酸化性物質(主として有機物)を、酸化剤で酸化する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、この値が大きいほど、水中に被酸化性物質(有機物、無機性亜酸化物等)が多く、水が汚れているということになります。
SS 浮遊物質	1Lにつき200mg (日間平均150mg)	ろ過または遠心分離によって分離される物質で、水中に混濁している不溶性の粒子状物質のことです。これは、無機質のものと有機質のものがありますが、水の濁りの原因となるばかりでなく、沈殿した有機質のものが腐敗し、硫化水素やメタンガスなどの有害ガスの発生源になります。
大腸菌群数	1cm ³ につき日間平均3,000個	大腸菌群数とは、水中に含まれる大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質を持つ細菌の集落数のことです。一般に大腸菌は人畜の腸管内に生息する細菌で病原菌ではないのですが、水中の中に存在する大腸菌を培養し測定することで、し尿による汚染の程度を知ろうとするものです。
T-N 全窒素	1Lにつき120mg (日間平均60mg)	水中にある窒素の総量のことです。窒素は水中の栄養塩類として富栄養化の原因物質の一つとなり、閉鎖性水域では富栄養化により植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生します。これが進むと水中の溶存酸素が不足し、魚類や藻類が死に、水は悪臭を放つようになります。
T-P 全磷	1Lにつき16mg (日間平均8mg)	水中にあるリンの総量のことです。リンは窒素と同様に合成洗剤などを含む生活排水等により供給され、富栄養化の一因となり、数値が上がると全窒素と同様の状態となります。



浄化センター放流口



森戸川中流



森戸川河口

6 下水道課組織の推移

昭和59年11月12日新庁舎落成、業務開始に併せ、昭和59年10月1日に機構改革を行い部制を導入しました。その際、それまで都市計画課計画係で公共下水道に関する事務を所掌していましたが、新たに都市計画課に下水道係(2名)を設置しました。平成4年4月1日からは下水道事業特別会計設置・公共下水道事業の着手に併せ、事業の円滑な推進を図るため下水道課(4名)を設けました。

また、平成30年4月1日から下水道事業は地方公営企業法の財務規定等を適用しました。

【組織】

部課係設置年月日	部 名	課 名	係 名		
昭和53年4月1日		都市計画課	計画係	建築相談係	
昭和59年10月1日	産業建設部	都市計画課	計画係	建築相談係	下水道係
平成4年4月1日	産業建設部	下水道課	下水道計画係	事業整備係	
平成6年4月1日	環境経済部	下水道課	下水道計画係	事業整備係	
平成10年4月1日	都市経済部	下水道課	総務係	管理係	建設係
平成19年4月1日	生活環境部	下水道課	総務係	管理係	建設係
平成27年4月1日	環境部	下水道課	総務係	管理係	建設係

【人員】

人員配置年月日	課等名	職員数(実数)	事務・技術職別
昭和59年10月1日	下水道係	2名	(技術2名)
平成4年4月1日	下水道課	4名	(事務1名、技術3名)
平成5年4月1日	下水道課	5名	(事務2名、技術3名)
平成6年4月1日	下水道課	6名	(事務2名、技術4名)
平成7年4月1日	下水道課	7名	(事務2名、技術5名)
平成8年4月1日	下水道課	9名	(事務3名、技術6名)
平成10年4月1日	下水道課	10名	(事務4名、技術6名)
平成11年4月1日	下水道課	10名	(事務4名、技術6名)
	浄化センター	1名	(事務1名)
平成13年4月1日	下水道課	9名	(事務4名、技術5名)
	浄化センター	1名	(事務1名)
平成17年4月1日	下水道課	10名	(事務5名(うち1人再任用職員)、技術5名)
平成18年4月1日	下水道課	9名	(事務4名(うち1人再任用職員)、技術5名)
平成18年8月16日	下水道課	9名	(事務5名(うち1人課長兼務、1人再任用職員)、技術4名)
平成19年4月1日	下水道課	8名	(事務4名(うち1人再任用職員)、技術4名)
平成20年4月1日	下水道課	8名	(事務5名(うち1人再任用職員)、技術3名)
平成21年4月1日	下水道課	7名	(事務4名(うち1人再任用職員)、技術3名)
平成22年4月1日	下水道課	7名	(事務4名、技術3名)
平成23年4月1日	下水道課	7名	(事務4名、技術3名)
平成24年4月1日	下水道課	7名	(事務4名、技術3名)
平成25年4月1日	下水道課	7名	(事務5名、技術2名)
平成26年4月1日	下水道課	6名	(事務4名、技術2名)
平成26年11月1日	下水道課	7名	(事務5名、技術2名)
平成27年4月1日	下水道課	7名	(事務5名、技術2名)
平成28年4月1日	下水道課	8名	(事務5名、技術2名) + 日本下水道協会職員1名
平成28年7月1日	下水道課	9名	(事務5名、技術3名) + 日本下水道協会職員1名
平成29年4月1日	下水道課	8名	(事務5名、技術3名)
平成29年10月1日	下水道課	9名	(事務6名、技術3名)
平成30年4月1日	下水道課	9名	(事務6名、技術3名)
平成31年4月1日	下水道課	8名	(事務5名、技術3名)
令和2年4月1日	下水道課	8名	(事務4名、技術3名、再任用1名)
令和3年4月1日	下水道課	8名	(事務4名、技術3名、再任用1名)
令和4年4月1日	下水道課	7名	(事務4名、技術2名、再任用1名)
令和5年4月1日	下水道課	7名	(事務4名、技術2名、再任用1名)
令和6年4月1日	下水道課	7名	(事務4名、技術2名、再任用短時間1名)

【県職員との交流状況(下水道関係)】

昭和63年度～平成元年度	町から県下水道課へ	1名(技術)
	県から町下水道課へ	1名(技術)
平成2年度～平成3年度	県から町下水道課へ	1名(事務)
平成4年度～平成5年度	県から町下水道課へ	1名(技術)
平成6年度～平成7年度	県から町下水道課へ	1名(事務)
平成8年度～平成9年度	県から町下水道課へ	1名(事務)

【日本下水道協会職員との交流状況】

平成28年度	協会から町下水道課へ	1名(技術)
--------	------------	--------



葉山町環境部下水道課
240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135
電話:046-876-1111 内線361~364
FAX:046-876-1717

葉山浄化センター
240-0113 神奈川県三浦郡葉山町長柄1735
電話:046-875-8393